- 1 -

２－１４０－１
令和 3 年 3 月
事後調査報告書（工事の施行中その 13）
－八王子都市計画道路 3･3･2 号線（八王子市北野町～南浅川町）建設事業－
調査項目 騒音、振動、水質汚濁、
 その他（工事中の粉じん）
環境影響評価書の提出 平成 8 年 12 月 24 日
事後調査計画書の提出 平成 13 年 10 月 23 日

1 事業者の名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名 称：国土交通省関東地方整備局
(2) 代表者：局長 土井 弘次
(3) 所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

2 対象事業の名称及び種類
(1) 名称：八王子都市計画道路 3･3･2 号線（八王子市北野町～南浅川町）建設事業
(2) 種類：道路の新設

3 対象事業の内容の概略
本事業は、東京都八王子市北野町を起点として、八王子市南浅川町を終点とする延長約 9.6km
の道路事業である。当該道路は、道路構造令に定める第 4 種第 1 級の規格を有する道路（往復
4 車線、設計速度 60km/時）であり、計画の概要は表-1 に示すとおりである。なお、位置図及
び今回の調査地域の標準断面図は図-1 に示す通りである。また、本報告で示す構造物名は仮称
である。
表-1 計画の概要
項 目 計 画 の 概 要
延長及び区間
延長：約 9.6km
起点：八王子市北野町（国道 16 号八王子バイパス）
終点：八王子市南浅川町（国道 20 号）
通過地域 八王子市
道路規格 第 4 種第 1 級
車線数 往復 4 車線
構造形式 土工部（約 1.6km）、橋梁部（約 1.5km）
掘割部（約 2.5km）、トンネル部（約 4.0km）
設計速度 60km/時
主要接続道路
国道 16 号八王子バイパス、国道 16 号、
都道上館日野線（北野街道）、都道八王子城山線、
都市計画道路八 3.4.59、都道八王子町田線（町田街道）、
国道 20 号、圏央道
交差鉄道 ＪＲ横浜線、京王線、京王高尾線
計画交通量 21,100～46,900 台/日
使用開始年度 令和 12 年度(2030 年度)予定
工事予定期間 平成 13 年度(2001 年度)から令和 12 年度(2030 年度)予定

- 2 -

図-1 位置図
八王子市館町

案内川
高尾山 IC ⑨南浅川
⑧館ヶ丘
⑦館
⑥館・寺田
⑤大船
④小比企・片倉
②北野・打越 ①北野
③小比企
開通区間
延長 2.6km（H22.7.31~）
開通区間（暫定 2 車線）
延長 0.3km（H27.3.27~）
終点
 八王子市南浅川町

掘割部
トンネル部
（開削式）
橋梁部・
土工部（切土） 掘割部 橋梁部・ 土工部（切土）
トンネル部
開削式及び
シールド式
掘
割
部
トンネル部
（開削式）
橋梁部・
土工部（切土）
トンネル部
（山岳式）
土工部
（盛土） 起点
 八王子市北野町

八王子市南浅川町

八王子市大船町

八王子市寺田町

調査地域(騒音、振動)
調査地域(水質汚濁)
調査対象区間
（起点側）
館第一トンネル
（終点側）
館第一トンネル
館高架橋
館地区

改良工事

- 3 -

4 事後調査の結果
本報告は、八王子都市計画道路 3･3･2 号線(八王子市北野町～南浅川町)建設事業(以
下「八王子南バイパス」という。)における館地区の館第一トンネル工事（立坑構築・
高圧噴射、立坑構築・TBH 杭打、ヤード造成、シールド掘進）、館地区改良工事（構造物
撤去工、道路土工、道路舗装工）及び館ヶ丘地区の館高架橋工事（杭打ち、躯体工）の
事後調査である。
事後調査の結果は、以下に示すとおりである。

(1) 騒音
【館第一トンネル（起点側）】
立坑工（立坑構築・高圧噴射）について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の
調査結果は 58dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定
建設作業に適用する勧告基準(80dB)を下回り、「事業計画の変更について（平成 29 年 3
月）」の立坑工（高圧噴射）の予測値(53dB～63dB)の範囲内であった。
立坑工（立坑構築・TBH 杭打）について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の
調査結果は 61dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定
建設作業に適用する勧告基準(80dB)を下回り、「事業計画の変更について（平成 29 年 3
月）」の立坑工（TBH 杭打）の予測値(42dB～63dB)の範囲内であった。

【館第一トンネル（終点側）】
準備工（ヤード造成）について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の調査結果
は 62dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業
に適用する勧告基準(80dB)を下回り、「事業計画の変更について（平成 29 年 3 月）」の
準備工の予測値(46dB～65dB)の範囲内であった。
掘進工（シールド掘進）について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の調査結
果は 57dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作
業に適用する勧告基準(80dB)を下回り、「事業計画の変更について（平成 29 年 3 月）」
の掘進工の予測値(36dB～66dB)の範囲内であった。

【館地区改良工事】
準備工(構造物撤去工)について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の調査結果
は 72dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業
に適用する勧告基準(80dB)を下回り、環境影響評価書の準備工（伐開除根）の予測値
(69dB～73dB)の範囲内であった。
土工（道路土工）について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の調査結果は 76dB
であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業に適用す
る勧告基準(80dB)を下回り、環境影響評価書の切土工の予測値(71dB～75dB)と同程度で
あった。

- 4 -

舗装工(道路舗装工)について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の調査結果は
75dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業に適
用する勧告基準(80dB)及び環境影響評価書の舗装工の予測値(76dB～80dB)を下回った。

【館高架橋】
基礎杭工（杭打ち）について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の調査結果は
78dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業に適
用する勧告基準(80dB)を下回ったが、環境影響評価書の親杭工の予測値(65dB～72dB)を
上回った。予測値を上回った理由は、ヤード内に粉じん対策のため敷鉄板を設置してお
り、クローラクレーンが鉄板上を通過する際に騒音が発生するといった予測時との条件
の違いにより、騒音レベルが高くなる傾向であったためと推測される。
下部工（躯体工）について、建設作業騒音に関する騒音レベル（LA5）の調査結果は 73dB
であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業に適用す
る勧告基準(80dB)を下回り、環境影響評価書の躯体構築の予測値(71dB～76dB)の範囲内
であった。

(2) 振動
【館第一トンネル（起点側）】
立坑工（立坑構築・高圧噴射）について、建設作業振動に関する振動レベル(L10)の
調査結果は 48dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定
建設作業に適用する勧告基準(70dB)及び「事業計画の変更について（平成 29 年 3 月）」
の立坑工（高圧噴射）の予測値(59dB～69dB)を下回った。
立坑工（立坑構築・TBH 杭打）について、建設作業振動に関する振動レベル(L10)の
調査結果は 57dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定
建設作業に適用する勧告基準(70dB)を下回り、「事業計画の変更について（平成 29 年
3 月）」の立坑工（TBH 杭打）の予測値(46dB～63dB)の範囲内であった。

【館第一トンネル（終点側）】
準備工（ヤード造成）について、建設作業振動に関する振動レベル(L10)の調査結果
は 45dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業
に適用する勧告基準(70dB)を下回り、「事業計画の変更について（平成 29 年 3 月）」の
準備工の予測値(45dB～63dB)の範囲内であった。
掘進工（シールド掘進）について、建設作業振動に関する騒音レベル（L10）の調査
結果は 44dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設
作業に適用する勧告基準(70dB)を下回り、「事業計画の変更について（平成 29 年 3 月）」
の掘進工の予測値(43dB～60dB)の範囲内であった。

- 5 -

【館地区改良工事】
準備工(構造物撤去)について、建設作業振動に関する振動レベル(L10)の調査結果は
32dB であり、環境確保条例における指定建設作業に適用する勧告基準(70dB)及び環境
影響評価書の準備工（伐開除根）の予測値(69dB)を下回った。
土工（道路土工）について、建設作業振動に関する振動レベル(L10)の調査結果は 47dB
であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業に適用
する勧告基準(70dB)及び環境影響評価書の切土工の予測値(68dB)を下回った。
舗装工（道路舗装工）について、建設作業振動に関する振動レベル(L10)の調査結果
は 37dB であり、環境影響評価書の評価指標である環境確保条例における指定建設作業
に適用する勧告基準(70dB)及び環境影響評価書の舗装工の予測値(62dB)を下回った。

【館高架橋】
基礎杭工（杭打ち）について、建設作業振動に関する振動レベル(L10)の調査結果は
51dB であり、環境確保条例における指定建設作業に適用する勧告基準(70dB)及び環境
影響評価書の親杭工の予測値(62dB)を下回った。

(3) 水質汚濁
館第一トンネル（準備工）について、ヤード造成(親杭打設工・造成工)実施時の SS(浮
遊物質量)の事後調査結果は、殿入川の上流地点・下流地点でともに 1 mg/L であり、
環境影響評価書の水質汚濁調査で準用している B 類型の環境基準値（25mg/L）を下回
った。
また、シールド掘進実施時の SS(浮遊物質量)の事後調査結果は、殿入川の上流地
点・下流地点でともに 1 mg/L であり、環境影響評価書の水質汚濁調査で準用してい
る B 類型の環境基準値（25mg/L）を下回った。

(4) その他（工事中の粉じん）
館地区及び館ヶ丘地区では、施工エリアから砂塵が飛散しないよう、運搬車両やヤ
ード内への散水、路面の清掃を行ったほか、飛散防止シート、防じんシート、防じん
ネットや敷鉄板を設置した。

- 6 -

5 その他
(1) 事後調査を実施した者及び受託者の名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
実施者
名 称：国土交通省関東地方整備局
代表者：局長 土井 弘次
所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
受託者

平成 29 年度
名 称：大日本コンサルタント株式会社
代表者：代表取締役社長 新井 伸博
所在地：東京都豊島区駒込 3 丁目 23 番 1 号

平成 30 年度
名 称：株式会社 建設環境研究所
代表者：代表取締役社長 富田 邦裕
所在地：東京都豊島区東池袋 2 丁目 23 番 2 号

平成 31 年度
名 称：日本工営株式会社
代表者：代表取締役社長 有元 龍一
所在地：東京都千代田区九段北 1-14-6

(2) 添付資料等一覧
別紙 1 事後調査の結果（騒音） ・・・・・・・・・・・・・ p.7～48
別紙 2 事後調査の結果（振動） ・・・・・・・・・・・・・ p.49～67
別紙 3 事後調査の結果（水質汚濁） ・・・・・・・・・・・ p.68～76
別紙 4 事後調査の結果（その他（工事中の粉じん）） ・・・・ p.77～81
別添 1 環境影響評価の手続き等の状況 ・・・・・・・・・・ p.82～83
別添 2 事後調査報告書の提出予定時期 ・・・・・・・・・・ p.84～86

(3) 連絡先
ア 名 称：国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所
イ 所在地及び電話番号：八王子市大和田町 4 丁目 3 番地 13 号 042-643-2010
ウ 担当部署の名称：計画課